

# 安平町地域ブランド化推進事業 支援補助金について

安平町地域ブランド化推進事業支援補助金とは、地場産品を素材にした商品開発や、道の駅での商品化に向けた取り組みを支援する制度です。

	地域特産品開発事業	道の駅新規商品開発事業
対象事業	<b>①地域資源を活用した新規商品開発</b> ・新たな商品の開発や商品化に関する事業 ・既にある商品のレベルアップ、付加価値向上に関する事業 ・生産技術の開発、新技術取得のための調査研究 ・町の知名度向上や特産品の宣伝普及事業	<b>②道の駅での販売を主たる目的とした新規商品開発</b> ・道の駅への納品に確実性がある商品開発 ・当町または道の駅の独自性を有し、特産品として定着することが期待される商品開発
対象者	・町内に住所を有する個人 ・町内に事業所等を有する法人または団体	道内に本店、営業所、事務所等を有する法人および安平町商工会に加盟する町内事業主
補助額	対象事業経費の 10 / 10 以内（上限 50 万円、下限 5 万円） ※ただし、販路拡大を目的としたイベント出店料、旅費、販売員経費の補助は事業費全体の 40% まで	対象事業経費の 1 / 2 以内、（上限 50 万円）
対象経費	<b>原材料費</b> 開発に直接利用する原材料 <b>用具購入費</b> 開発に直接利用する用具の購入費 <b>試験分析費</b> 開発に伴う専門機関の分析費 <b>謝礼</b> 専門家の指導、助言への謝礼 <b>旅費</b> 専門家招聘や研修のための旅費 <b>ラベル製作費</b> 商品ラベル、パッケージの製作費 <b>広告宣伝費</b> 商品の開発や既存特産品の改良に伴うパンフレット製作費 <b>販路開拓費</b> 販路拡大を目的としたイベント出店費、旅費、販売店員経費。ただし事業費全体の 40% が上限 ※販路開拓のみの事業は対象外	<b>原材料費</b> 開発に直接利用する原材料 <b>試験分析費</b> 開発に伴う専門機関の分析費 <b>謝礼</b> 専門家の指導、助言への謝礼 <b>旅費</b> 専門家招聘や研修のための旅費 <b>ラベル製作費</b> 商品ラベル、パッケージの製作費 ※PR経費、イベント出店費、パンフレット製作費、用具購入に関する経費は対象外
問合せ	商工観光課商工観光労働グループ ☎ 7083	